

議案第4号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

令和4年3月24日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、精神保健福祉業務手当について所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

精神保健福祉業務手当の手当額を引き上げること。（第8条関係）

第3 施行期日（附則関係）

令和4年4月1日から施行すること。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(精神保健福祉業務手当の額) 第8条 条例第7条第2項に規定する手当の額は、勤務1日につき <u>290円</u> とする。	(精神保健福祉業務手当の額) 第8条 条例第7条第2項に規定する手当の額は、勤務1日につき <u>610円</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

精神保健福祉業務に従事する職員に支給される「精神保健福祉業務手当」について、手当額の上限を引き上げることとすることを内容とする条例改正が行われることから、委任事項である手当の具体額を規則で規定すること。

2 精神保健福祉業務手当（第7条）の概要等

(1) 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による相談及び指導等の業務に従事した職員に対し支給するもの。

(2) 条例案の内容

「精神保健福祉業務」に従事した職員に対する手当額の上限を引上げ（上限日額290円→610円）

【改正理由】

類似の業務である「社会福祉業務手当」との均衡を考慮し、手当額の引上げを行うことが適切であること。

(3) 規則改正案

「精神保健福祉業務」に従事した職員に支給する手当の額を日額610円とする。

【改正理由】

条例改正の趣旨を踏まえ、「社会福祉業務手当」の手当額と同様とすることが適切であること。

3 施行日

令和4年4月1日

(参考)

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（第5条の3及び第7条）【現行規定】

(社会福祉業務手当)
 第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。
 (1)～(3) [略]
 (4) 広域振興局に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第1号に掲げる職員を除く。）
 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で人事委員会の定める額とする。
 (1)・(2) [略]
 (3) 前項第4号に掲げる職員 勤務1日につき 610円
 (精神保健福祉業務手当)
 第7条 精神保健福祉業務手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。
 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による調査又は同条第3項の規定による精神保健指定医が診察する場合の立会い
 (2) 法第29条の2の2第1項又は第34条第1項から第3項までの規定に基づく精神障害者の移送業務
 (3) 法第47条第1項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導又はこれらに準ずる業務で精神障害者に接するもの
 2 前項の手当の額は、勤務1日につき 290円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 広域振興局に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第1号に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第7条 精神保健福祉業務手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき290円の範囲内で人事委員会の定める額とする。</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 広域振興局又は福祉総合相談センターに勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第1号に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第7条 精神保健福祉業務手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき610円の範囲内で人事委員会の定める額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月 日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

社会福祉業務手当の支給範囲を拡大するとともに、精神保健福祉業務手当の支給限度額を引き上げようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。